



マイナンバー導入の流れ

平成27年10月～

マイナンバーを記載した通知カードを、簡易書留で住民票の住所へ送付します。

平成28年1月～

- ・税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。
- ・個人番号カードを希望する方への交付が始まります。

平成29年1月～

個人番号カードを取得した方が、マイナンバーを含む自分の個人情報を『いつ・誰が・なぜ』提供したか確認できるサイトの運用が開始されます。

平成29年7月～

国や他の市町村などとの情報連携が開始されます。

問い合わせ先

■マイナンバーに関すること…

マイナンバーコールセンター
☎0570-20-0178
HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

総務課
☎53-3112

どんなとき使うの？

社会保障・税・災害対策の 手続きで必要になります

税・社会保障・災害対策の分野の手続きで、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。

また、税の手続きで、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

■ 税務関係の手続き

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書など
- ・県や市に提出する申告書、給与支払報告書など

■ 社会保障関係の手続き

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・福祉分野の給付、生活保護
- ・医療保険の給付の請求
- ・ハローワークの事務 など

■ 災害対策

- ・防災、災害対策に関する事務
- ・被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成事務 など



個人情報保護の措置をしています

■ 制度面

- ・法律に定めのないマイナンバーの収集・保管を禁止
- ・マイナンバー収集の際には本人確認を義務付け
- ・特定個人情報保護委員会（第三者機関）が監視・監督
- ・法律に違反した場合の罰則を強化

■ システム面

- ・個人情報の分散管理（芋づる式の情報漏えいを防止）
- ・システムにアクセス可能な者を制限・管理
- ・通信する場合は暗号化
- ・個人番号カードのICチップには、税や年金などの情報は記録されません。



香美市では、マイナンバーを扱うシステムはインターネット回線と切り離れたパソコンで運用します。外部からの不正アクセスによる情報漏えいを防ぎます。

©やなせたかし

マイナンバー（個人番号）とは、10月から、日本国内に住んでいる住民票を持つ全住民（外国人を含む）に通知される12桁の番号のことです。個人が特定されないよう、住所地や生年月日などと関係ない番号が割り当てられ、原則として一生変わりません。マイナンバーは、社会保障や税、災害対策の限られた分野で利用されます。税や年金、介護保険など、国や市町村が別々に管理している個人情報「同じ人の情報」であることを確認するために使います。これにより、国や市町村が分散管理する情報の連携がスムーズになり、申請に必要な書類が減ったり、行政手続きが早くなるなどのメリットがあります。

いつから始まるの？

今年10月から番号を通知 利用開始は来年1月からです

今年10月から、簡易書留でマイナンバーを記載した通知カードをお送りします。実際にマイナンバーの利用が開始されるのは、来年の1月からです。税や年金、健康保険、介護保険などの手続きで、順次利用が始まります。

マイナンバーで何が変わるの？

行政情報の連携がスムーズになり 暮らしが便利になります

■ 行政の効率化

行政事務が効率化し作業の無駄が減ることで、いろいろな手続きがスムーズになります。また、災害時には、被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援ができるようになります。

■ 利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。また、行政機関にある自分の情報を確認したり、行政サービスのお知らせを受け取るなどの手続きがスムーズになります。

■ 公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。これにより、負担を不当に免れることや、不正受給の防止に役立ちます。



従業員を雇用している事業者の皆さんへ

従業員などのマイナンバーの適切な管理が必要になります。詳しくは政府広報オンライン [HP](http://www.gov-online.go.jp)<http://www.gov-online.go.jp>

マイナンバー制度

始まります

1人に1つ
マイナンバー



マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」